人と動物がともに暮らせるまちへ

9月20日（金）～26日（木）は動物愛護週間です。この機会にもう一度、飼い主の責任について考えてみましょう。

▶問い合わせ　環境衛生課　☎73-3007

飼い主さんに守ってほしいルール

最期まで命の責任を持つ
動物の遺棄、飼育放棄、虐待は犯罪です。

マナーを守る
犬が排せつした糞（フン）は持ち帰ってください。放し飼い・リードなしでの散歩は、県の条例で禁止されています。

動物の脱走・迷子に気を付ける
行方不明になれば、すぐに保健所、警察署、環境衛生課に連絡してください。
飼い主の連絡先などを書いた迷子札を付けましょう。

災害に備える
水やエサなどを備蓄し、避難したときのためにゲージやキャリーバッグに慣れさせるなど、災害時の準備をしておきましょう。

むやみに繁殖させない
飼い犬・飼い猫に対する「不妊去勢手術の補助制度」（補助額3,000円）を活用してください。

▲詳細はこちらから

動物による感染症の知識を持つ
人と動物双方に感染する病気があります。動物の体調に気を配り、感染対策をお願いします。
犬の飼い主には、飼い犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

猫はできるだけ室内で飼う
猫にとって、屋外は交通事故や感染症などの危険がいっぱいです。また糞尿（フン）などで、近所に迷惑をかけてしまうことがあります。

地域猫活動を知っていますか？

地域猫活動とは、地域住民の合意のもと、地域住民が主体となって飼い主がいない猫へのＴＮＲ（ティーエヌアール）を行い、エサやりやトイレの管理を適切に行いながら猫を見守る活動です。望まれない出産をなくすことで、不幸となる猫が増えないために最も有効な手段です。

ＴＮＲ（ティーエヌアール）とは…
Ｔ：Trap（トラップ）
野良猫を捕まえる
Ｎ：Neuter（ニューター）
不妊去勢手術をする
Ｒ：Return（リターン）
元居た場所に戻す

プロジェクト第３弾のご支援をお願いします！

昨年１月からクラウドファンディング※の寄付金を財源とし、市愛され猫育成プロジェクト「野良猫等のＴＮＲ活動費補助事業」を行っています。補助事業を継続するため、今年度もクラウドファンディングを実施しています。　※クラウドファンディング…インターネットを介して多くの人が資金を供与する仕組み

目　的　野良猫の殺処分や犯罪である猫の遺棄、住民間トラブルなどを未然に防ぎ、地域で疎（うと）まれていた野良猫を「愛される猫」に変えていきます。

受付サイト　• ふるさとチョイス　• さとふる（CAMPFIRE（キャンプファイヤー））　• ふるさと納税 for Good！

受付期間　10月10日（木）まで

寄付の使い道　不妊去勢手術費などに対する補助金に活用します。

昨年度のクラウドファンディングでは144万３千円の寄付が寄せられました。改めて心よりお礼申し上げます。

◀寄付の詳細はこちらから

大切な人の命を守るために、あなたもゲートキーパーになりましょう

～ 9月10日（火）～16日（月）は、『自殺予防週間』です ～

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。

家族や友人など周りの人の様子がいつもと違うと感じたら…

変化に気付く
家族や仲間の変化に気付いて声をかけましょう

じっくり耳を傾ける
本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう

支援先につなげる
早めに専門家に相談するよう促しましょう

温かく見守る
温かく寄り添いながら、見守りましょう

こころの相談窓口

福祉課　☎73-3015
（平日 午前8時30分～午後5時15分）

皆さんの生活のさまざまな悩みや心配に対して保健師、社会福祉士が対応します。相談に関する秘密は固く守ります。安心してご相談ください。

本人以外の家族、親族、近所、友人などからのご相談でも構いません。どこに相談したらいいか分からないという人もご連絡ください。

▲相談機関一覧

全国一斉 暮らしとこころの相談会

弁護士が無料でアドバイスを行います。

日　時　9月12日（木）午前10時～午後1時

相談方法　①電話相談（相談日のみ開設）
☎087-802-5228
②面接相談【要予約】
県弁護士会館（高松市）

▶申し込み・問い合わせ
県弁護士会　☎087-822-3693

じんけん探訪 107

女性の人権
「男女共同参画社会基本法」

1999年、本法の前文では男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。

基本法が必要とされる理由は、憲法が両性平等を定めて50年以上経っても、性に基づく差別や人権侵害がなくなっていないことにあります。

なぜ、男女平等法や性差別禁止法ではなく「男女共同参画社会基本法」が制定されたのでしょうか。

具体的な数字で見てみると、女性の衆議院議員の比率は約10％で、世界186カ国中、164位です。また、男女間の賃金格差（国内所定内給与額平均）は、男性を100とすると女性は76です。ある意識調査では約80％が家事を妻が行うことに賛成しており、性別役割分業が女性の社会進出をはばんでいます。このように男女の地位が対等でないことが見て取れます。

一方で、世界の理論動向を見てみると、女性差別の禁止を受けて女性に対する暴力などが人権問題となり、さらに女性の政策決定過程への参画が重視されるようになったことで、男女が平等に参画できる共生社会をめざす動きとなっているといえます。

女性に対する人権侵害をなくし、男女が平等な立場として社会的・政治的参画を推進することが、国内外で強く求められています。

「基本法の趣旨と私たち」

本法は、行政や民間を問わず、方針の立案や決定に男女が対等に参画すること、また男女が共に家庭生活と仕事とを両立できるようにすることを求めています。さらに、積極的改善措置（男女間の参画機会を是正するために、必要な範囲で男女のいずれか一方に対し、必要な機会を与えること）を規定しています。

個人や団体に具体的な義務や制約はありませんが、この基本法を男女の平等を実現する手段として、うまく活用することによって、一人ひとりの資質・能力に応じた社会が実現できると信じます。

▼問い合わせ　人権課　☎73-3008